



# 文化庁における著作権制度に関する 検討状況

平成26年4月11日（金）  
文化庁長官官房著作権課

# 第13期文化審議会著作権分科会

## 1. 出版関連小委員会

**審議事項：**出版者への権利付与等に関すること

(検討課題例) 出版者への権利付与等、書籍の出版・電子配信に係る契約等の在り方

【知的財産推進計画2013（平成25年6月25日知的財産戦略本部決定）】

(電子書籍の本格的な普及促進)

- ・海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した出版権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。(短期) (文部科学省、経済産業省)

## 2. 法制・基本問題小委員会

**審議事項：**著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関すること

(検討課題例) 「知的財産政策ビジョン」で示されている課題のうち、出版関連小委員会及び国際小委員会以外における検討課題等

## 著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム

(検討課題) クラウドサービス等と著作権について、クリエイターへの適切な対価還元について 等

【知的財産推進計画2013（平成25年6月25日知的財産戦略本部決定）】

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度構築)

- ・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期) (文部科学省)

(クリエイターへの適切な対価還元に向けた制度構築)

- ・クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

(新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化)

- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(短期・中期) (文部科学省)

# 1. 電子書籍に対応した著作権の整備関係

## (1) 問題の所在・検討の経緯等

近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加。

### 【現行の著作権制度】

現行の著作権制度（※）は、紙媒体の出版物を対象とし、電子書籍は対象外。

（※）著作権とは、著作権者との設定契約により出版者に生じる権利。その内容は、頒布目的での紙の出版物としての複製。著作権を設定した場合、出版者は、独占的に紙の出版物を出版することができ、紙媒体の海賊版に出版者自ら差止請求できる。

### 【出版関連小委員会における検討】

- 平成25年5月、出版業界、著作者、経済団体、利用者団体、有識者等を構成員とした文化審議会著作権分科会（出版関連小委員会）において検討を開始。
- 5月から12月まで、全9回の検討を実施。  
（計15団体からのヒアリングや中間まとめに関する意見募集も実施（意見総数2045件））
- 12月、電子書籍に対応した著作権の整備について、報告書をとりまとめ。

### 電子書籍に対応した著作権を設定した場合

- 出版者が権利者として独占的に電子配信することができる。
- 出版者自らインターネット上の海賊版に差止請求できる。
- 上記により、我が国の電子書籍市場の健全な発展・出版文化の進展に寄与。

## (2) 著作権法の一部を改正する法律案（平成26年3月14日閣議決定）の概要

紙媒体による出版のみを対象としている現行の出版権制度を以下のように見直す。

### (1) 出版権の設定（第79条関係）

著作権者は、著作物について、以下の行為を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

- ① 文書又は図画として出版すること（記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む）  
【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】
- ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと  
【インターネット送信による電子出版】

### (2) 出版権の内容（第80条関係）

出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

- ① 頒布の目的をもって、文書又は図画として複製する権利（記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む）
- ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行う権利

### (3) 出版の義務・消滅請求（第81条、第84条関係）

- ① 出版権者は、出版権の内容に応じて、以下の義務を負う。  
ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
  - 原稿の引渡し等を受けてから六月以内に出版行為又はインターネット送信行為を行う義務
  - 慣行に従い継続して出版行為又はインターネット送信行為を行う義務
- ② 著作権者は、出版権者が①の義務に違反したときは、義務に対応した出版権を消滅させることができる。

## 2. クラウドサービス等と著作権及びクリエイターへの適切な対価還元関係

### (1) 法制・基本問題小委員会における検討状況

- 8月の法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）において、「クラウドサービス等と著作権」に係る課題について関係者からヒアリングを実施し、9月に行われた小委員会も含め、議論の対象となるサービスや著作権法に係る法的論点について議論を行ったところ、複数の委員から、クラウドサービスに関する検討を進めるためにはクラウドサービスの内容をより細かく分析し、集中的な議論を行う必要があるとの意見が示された。また、私的使用目的の複製が関係するクラウドサービスに関連して、クリエイターへの適切な対価還元の在り方も併せて検討すべきであるとの意見も示された。



- 11月の小委員会において、これらの課題についてより集中的な検討を行うために「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」を設置することが決定された。

## (2) 著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチームにおける検討状況

※平成25年度は2回開催（平成25年12月・平成26年2月）

### ① クラウドサービスと著作権等に関する検討

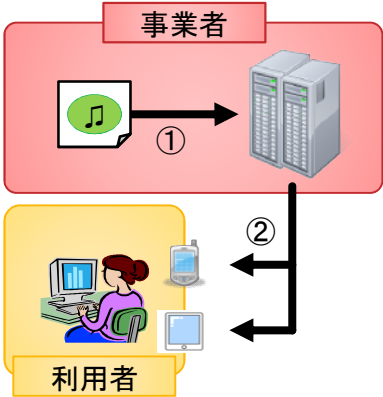
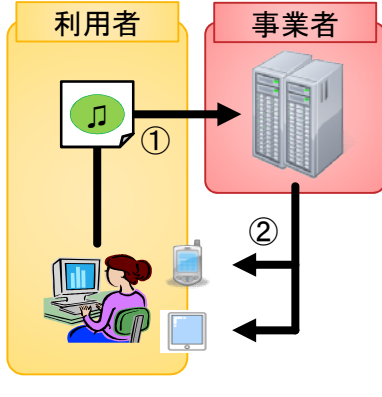
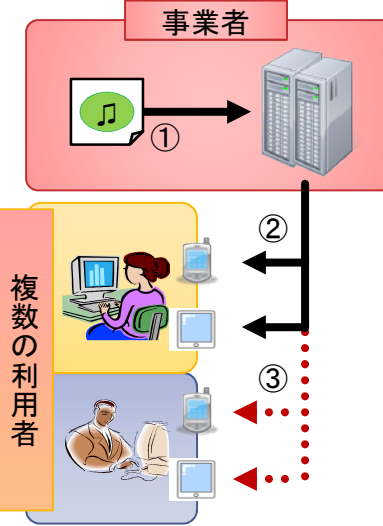
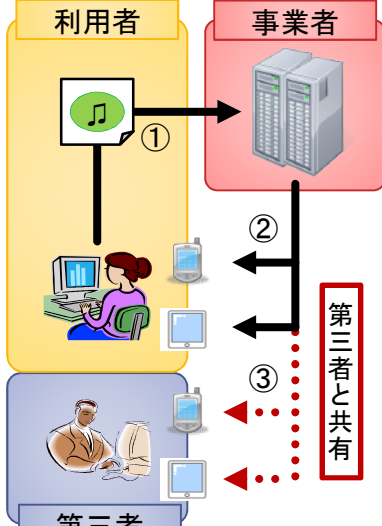
#### ア ロッカー型クラウドサービスの分類

- 小委員会における検討も踏まえ、クラウドサービスのより詳細な実態を把握するために事業者、権利者双方からヒアリングを行うとともに、有識者から米国における近時の裁判例の動向についてヒアリングを行った。



- これらのヒアリングを踏まえ、議論を行った結果、まずは私的使用目的に関連するロッカー型クラウドサービスについて検討を行うこととされた。

クラウド上のサーバー（以下「ロッカー」という。）に保存されるコンテンツにアクセスできる者が誰かという視点（プライベート型／共有型）と、ロッカーに保存されるコンテンツを誰が用意するのかという視点（配信型／ユーザーアップロード型）の2つの視点から分類。

		視点2	
		配信型	ユーザーU L型
視点1	プライベート型	 <p>事業者</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>利用者</p> <p>クラウド事業者が入手して（ライセンスを受ける場合を含む。以下同じ。）            (①) ロッカーに保存したコンテンツについて、利用者が事業者との契約等により、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用（ダウンロード又はストリーミング。以下同じ。）(②) できるようにするサービス。            &lt;例&gt;            Amazon Cloud player, 電子書籍サービス</p> <p>タイプ1            (プライベート・配信型)</p>	 <p>利用者</p> <p>事業者</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>利用者が入手したコンテンツをロッカーに保存し(①)、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用(②)できるようにするサービス。            &lt;例&gt;            マイキャビ (Nifty), MP3tunes, MYUTA</p> <p>タイプ2            (プライベート・ユーザーU L型)</p>
	共有型	 <p>事業者</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>複数の利用者</p> <p>クラウド事業者が入手して(①) ロッカーに保存したコンテンツを、複数の利用者が共有して利用(②・③) できるようにするサービス。            &lt;例&gt;            動画配信サービス</p> <p>※「通常の配信サービスと変わらない」ため、「実際にはあまり意味のない類型」である。</p> <p>タイプ3            (共有・配信型)</p>	 <p>利用者</p> <p>事業者</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>第三者と共有</p> <p>第三者</p> <p>利用者が入手したコンテンツをロッカーにアップロードし(①)、当該コンテンツを多数の利用者が共有して利用(②・③) できるようにするサービス。            &lt;例&gt;            MegaUpload</p> <p>タイプ4            (共有・ユーザーU L型)</p>

- ロッカーに保存されるコンテンツをクラウド事業者が用意する「配信型」については、事業者と権利者との間のライセンス契約によって基本的には対応すべきという点で意見が一致。
- 一方、ロッカーに保存されるコンテンツを利用者が用意する「ユーザーアップロード型」については、ライセンス契約による処理の可能性や著作権法上の問題等をどのように考えるべきか、という点について関係者間の意見の一致をみても、今後さらに検討を進める必要。

## イ クラウドサービスと著作権に関する法的論点（例）

### （i）利用行為主体

- 各クラウドサービスにおける著作物の複製等の主体が利用者であるのか、事業者であるのかは必ずしも明らかではないことから、著作物の利用行為主体をどのように考えるべきか。

### （ii）「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」（法第30条第1項）該当性

- 各クラウドサービスに関し、複製行為の主体が利用者と評価される場合について、法第30条第1項の要件である「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の該当性をどのように考えるべきか。



### (iii) 公衆用設置自動複製機器（法第30条第1項第1号）該当性

- 各クラウドサービスに関し、複製行為の主体が利用者と評価される場合であり、かつ当該複製行為が私的使用目的の複製に該当する場合、当該複製行為に用いられるクラウド上のサーバーについて、公衆用設置自動複製機器の該当性をどのように考えるべきか。

### (iv) 「公衆」該当性

- 各クラウドサービスに関し、送信行為の主体が事業者と評価される場合に、事業者の行う当該送信行為について、「自動公衆送信」（法第2条第1項第9号の4）の該当性（事業者の行う利用者に対する当該送信行為が「公衆」性を満たすか。）をどのように考えるべきか。

### (v) 権利者への適切な対価の還元

- クラウドサービス等の技術の発展に対応した、適切な権利者への対価還元のあり方についてどのように考えるか。

## ② クリエーターへの適切な対価還元に関する検討

平成25年12月のワーキングチームでは、クリエイターへの適切な対価還元に関し、関係団体であるCulture First推進団体から、新たな補償制度創設に係る提言についての発表が行われ、それに基づき質疑応答及び検討を行った。

また、平成26年2月のワーキングチームでは、クリエイターへの適切な対価還元に関連し、私的録音録画に関する実態調査を行っている株式会社野村総合研究所から当該調査の現時点における進捗状況等について発表がなされ、それに基づく質疑応答及び検討を行った。

## (3) 今後の検討予定について

「クラウドサービス等と著作権」及び「クリエイターへの適切な対価還元」に係る課題については、早急な検討が求められているという状況にも留意しつつ、専門的かつ集中的な検討を更に行い、各関係者の合意に向けた議論を通じて一定の結論が得られるよう努めることとする。

### 3. 裁定制度の在り方等関係

#### 法制・基本問題小委員会における検討

- 9月の小委員会では、文化庁が委託研究として実施した「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書」（平成25年3月）に基づき諸外国における権利者不明著作物に関連する法制度について議論を行った。

議論を踏まえ、委員からは、現行法で定められている裁定制度をどのように見直していくか、という課題の検討を行うことに加え、新たな制度の構築についても検討すべきではないかとの意見等が示された。

- また、裁定制度の見直しを検討するにあたっては、裁定制度の利用に係る現状や課題等を把握する必要があることから、11月の小委員会では、国会図書館やNHK等の関係者や有識者からヒアリングを行った。



- ヒアリングやヒアリングを踏まえた議論において、権利者搜索のための「相当な努力」の要件等を中心に具体的な課題が示され、それらの課題を踏まえ、裁定制度の在り方について検討が進められ、まずは文化庁において告示等の見直しを行うこととなった。

## 権利者搜索に係る「相当な努力」の見直しの方針について

- 裁定制度によって権利者不明著作物を利用するためには、「相当な努力」を払っても権利者と連絡することができないことが必要である（著作権法第67条第1項）。
- 「相当な努力」の具体的な内容は、著作権法施行令第7条の7及び平成21年文化庁告示第26号に定められているところ、手続の簡素化、迅速化という観点から、告示の各要件（下記ア～カ）について、その一部を緩和する。

### 【現行制度】

利用者には、下記ア～カのすべての方法を行って得られた情報に基づき権利者に連絡するための措置をとることが求められている。

- ①権利者情報を掲載している資料の閲覧
  - ア 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧
  - イ ネット検索サービスによる情報の検索
- ②権利者情報を保有している者への照会
  - ウ 著作権等管理事業者等への照会
  - エ 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会
  - オ 利用しようとする著作物等の分野に係る著作権者団体等への照会
- ③下記のいずれかの方法で、公衆に対し権利者情報の提供を求めること
  - カ 日刊新聞紙への掲載又は（一社）著作権情報センターのウェブサイトにて30日以上期間掲載

### 【見直し案】

- ① ア、イの両方を行わなくてもよいこととする。
- ② ウ～オのすべての照会を行わなくてもよいこととする。
- ③ カのうち（一社）著作権情報センターのウェブサイトへの掲載について、申請に必要な掲載期間を短縮する等、手続の見直しを行う。

また、告示を更に具体化した「裁定の手引き」も合わせて見直し、適切な改訂を行うとともに、運用の改善も図ることとする。